

# 平成29年度分 市民税・県民税申告の手引 浜松市

市民税・県民税は前年の所得に対して課税されますので、平成28年1月～12月までの所得について申告してください。

## 申告期限・・・平成29年3月15日（水）

（申告相談の日程は、別紙「市民税・県民税の申告相談のお知らせ」をご覧ください。）

申告が必要な人⇒平成29年1月1日現在浜松市に居住し、平成28年中に所得のあった人

※ただし、次のいずれかに該当する人は申告の必要はありません。

- (1) 税務署へ確定申告をした人
- (2) 公的年金等の収入のみで、公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に追加する控除のない人  
※別紙「公的年金収入の申告について」をご覧ください。
- (3) 勤務先から給与支払報告書が市役所に提出され、その他に所得や控除のない人
- (4) 非課税所得のみの人（遺族年金・障害年金・雇用保険などを受給していた人）

◎平成28年中に所得がなかった人、上記(4)に該当する人は、申告の義務はありませんが、各種申請手続き等（※）の資料となりますので、必要な人は申告してください。

（※）非課税証明書・国民健康保険料・児童扶養手当・幼稚園の減免・保育料の算定・ビザ申請・国民年金の免除申請・公営住宅の算定など

## 申告に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書
- (2) マイナンバーカード又は番号確認書類（通知カードなど）と身元確認書類（免許証など）
- (3) 認印（スタンプ印は不可）、ボールペン、電卓
- (4) 平成28年中の収支が明らかにできるもの（源泉徴収票・支払証明書・収支内訳書・帳簿類など）
- (5) 平成28年中に支払った社会保険料・国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・医療費・寄附金等の領収書、国民年金保険料・生命保険料・地震保険料の控除証明書（支払額証明書）など
- (6) 障害者控除を受ける人は、障害者手帳（コピー可）など
- (7) 配偶者特別控除を受ける人は、配偶者の所得が確認できるもの（源泉徴収票など）

※源泉徴収票や各種控除の証明書を紛失された人は、証明書などを発行しているところに再発行を依頼してください。

※医療費控除を申告する人は、支払った医療費の合計金額を計算しておいてください。

※国外居住親族（16歳未満の扶養親族を含む）に係る扶養控除等の適用を受ける人は、「親族関係書類及び送金関係書類」の添付等が義務化されました。また、いずれの書類も外国語で作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要です。

◎申告書を郵送する場合は、必要事項をご記入の上、源泉徴収票・控除証明書・マイナンバーカードの表面及び裏面の写し又は番号確認書類と身元確認書類の写し等の関係書類を同封し、市民税課へお送りください。（関係書類は、申告書に貼り付けないでください。）

※証明書などがないと控除が適用されないことがあります。

※関係書類等の返却を希望する人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

浜松市ホームページで市民税・県民税申告書の作成ができます。

【浜松市トップページ>くらし・手続き>税金>市民税>市・県民税の申告>申告書の作成】

<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/shiminze/zei/siminze/shinkoku.html>



お問合せ・郵送先

〒430-0948

浜松市中区元目町120番地の1 元目分庁舎2階  
浜松市 財務部 市民税課 個人市民税グループ  
TEL (053) 457-2145

# 申告書の書き方

## 申告書表面

### 平成29年度分 市民税・県民税 申告書

宛名番号	
業種又は職業	会社員
電話番号	〇〇〇-××××
個人番号	〇〇〇〇××××△△△△
世帯主との続柄	本人

(あて先) 浜松市長	現住所	浜松市中区元城町103番地の2	
	1月1日現在の住所	同上	
	フリガナ	ハママツ タロウ	
提出年月日	氏名	浜松 太郎	
年 月 日	生年月日	明・大平 24・1・10	世帯主の氏名
			浜松 太郎

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要があります。

#### 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑩ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失のうち災害関連支出の金額
	円	円	円
⑪ 医療費控除	支払った医療費	312,754	円
	円	円	円
⑫ 社会保険料控除	社会保険の種類	源泉票・任意継続	支払った保険料
	国民年金・その他	156,770	円
	国保・介護・後期	154,500	円
	合計	311,270	円
⑭ 生命保険料控除	(支払った)新生命保険料の計	43,000	円
	(支払った)新個人年金保険料の計	20,000	円
	(支払った)旧生命保険料の計	120,000	円
	(支払った)旧個人年金保険料の計		円
	(支払った)介護医療保険料の計	10,000	円
	(支払った)地震保険料の計	60,000	円
	(支払った)旧長期損害保険料の計		円

1 収入金額等	事 業 等	金額
	業 業 ア	円
	業 業 イ	
	不動産 ウ	1,200,000
	利 子 エ	
	配 当 オ	100,000
	給 与 カ	1,809,500
	公的年金等 キ	1,762,856
	雑 ク	612,350
	総合譲渡 短期 ケ	
	長 期 コ	
	一 時 サ	150,000

⑮ 障害者控除	1	フリガナ氏名	ハママツ ハナコ	生年月日	明・大平 38・2・3	障害の程度	裁度
		個人番号					
	2	フリガナ氏名					裁度
		個人番号					
⑯-⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除	配偶者	フリガナ氏名	ハママツ ハナコ	生年月日	明・大平 38・2・3	配偶者の合計所得金額	123,500
		個人番号					

2 所得金額	事 業 等	金額
	業 業 ①	
	業 業 ②	
	不動産 ③	91,548
	利 子 ④	
	配 当 ⑤	100,000
	給 与 ⑥	1,085,600
	雑 ⑦	611,906
	総合譲渡・一時 ⑧	75,000
	合 計 ⑨	1,964,054

㉑ 扶養控除	1	フリガナ氏名	ハママツ ジロウ	生年月日	明・大平 6・3・5	同居・別居の区分	同居	続柄	子	控除額	45
		個人番号								万円	
	2	フリガナ氏名	ハママツ イチタロウ	生年月日	明・大平 14・5・4	同居・別居の区分	別居	続柄	父	控除額	38
		個人番号									
	3	フリガナ氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄		控除額	
		個人番号									
	4	フリガナ氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄		控除額	
		個人番号									

4 所得から差し引かれる金額	雑損控除	金額
	⑩	
	医療費控除	119,333
	⑪	
	社会保険料控除	311,270
	⑫	
	小規模企業共済等掛金控除	
	⑬	
	生命保険料控除	70,000
	⑭	
	地震保険料控除	25,000
	⑮	
	寡婦(寡夫)控除	
	⑯	
	障害者控除	
	⑰-⑱	
	配偶者控除	330,000
	⑲	
	配偶者特別控除	
	⑳	
	扶養控除	830,000
	㉑	
	基礎控除	330,000
	㉒	
	合 計	2,015,603
	㉓	

16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	フリガナ氏名	ハママツ サブロウ	生年月日	平 13・11・3	同居・別居の区分	同居	続柄	子
		個人番号							
	2	フリガナ氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄	
		個人番号							
	3	フリガナ氏名		生年月日		同居・別居の区分	同居	続柄	
		個人番号							

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税専用)」をあわせて提出してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(平成29年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を扶養控除額の合計 83万円 記入してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。



# 申告書裏面

## 6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞与等					円
合計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

→ 事業・不動産所得の収支内訳は別紙用紙をご利用ください。

裏

## 7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産(貸家)	〇〇町〇〇番地	1,200,000円	1,108,452円	円

## 8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
	△△株式会社	・	100,000円	0円
		・		
		・		
		・		

## 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	△△生命保険	612,350円	563,300円

## 10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	長期	収入金額 円	必要経費 円	差引金額 (収入金額-必要経費) 円	特別控除額 円	所得金額 (差引金額-特別控除額) 円	
							イ	ロ
一時			1,600,000	950,000	650,000	500,000	ハ	150,000
ニ 合計イ+[(ロ+ハ)×1/2]								75,000

右上のイの金額を表面のケに、ロの金額を表面のクに、ハの金額を表面のサに記入してください。  
右のニの金額を表面の(8)の所得金額欄へ記入してください。

## 11 事業専従者に関する事項

フリガナ	続柄	生年月日	明・大昭・平	専従者給与(控除)額	円
1 氏名					
個人番号					
2 氏名					
個人番号					
3 氏名					
個人番号					
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額

## 13 事業税に関する事項

非課税所得	所得金額	円
な		
損益通算の特例適用前の不動産所得		
事業用資産の譲渡損失など	損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開業	開始・廃止	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

## 12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1	ハママツ イチタロウ	〇〇〇〇××××△△△△	浜松市〇区〇〇町〇〇番地△△老人ホーム
2	氏名		
3	氏名		

## 14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	5,000円
株式等譲渡所得割額控除額	

## 15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分	10,000円
静岡県共同募金会、日赤静岡県支部	
条例指定分	静岡県 3,000
	浜松市 3,000

※寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等を添付又は提示していただく必要があります。

## ◎参考事項(昨年中に所得のなかった方)

該当記号を○で囲んで記入してください。

- a. 下記の人に扶養(援助)されていた。  
(住所) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_ (あなたとの続柄) \_\_\_\_\_
- b. 学生であった (学校名) \_\_\_\_\_  
平成 年 月卒業見込

- c. 雇用保険(失業保険)を受給していた。  
平成 年 月から 平成 年 月まで 円
- d. 遺族年金を受給していた。
- e. 障害年金を受給していた。
- f. その他 \_\_\_\_\_

→ 所得のなかった人・非課税所得のあった人の記入する欄  
非課税証明、国民健康保険料、児童扶養手当等の資料となりますので、ご記入のうえ、提出してください。



## 所得の種類

事業業	①営業等	販売業、製造業、飲食店業、料理店業、建設業、サービス業などの営業又は医師、弁護士、外交員、集金人など事業から生ずる所得	(別紙) 収支内訳書を使用し、申告の際には添付してください。
	②農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
③不動産	貸家、貸間、貸アパート、貸駐車場、貸地などによる所得		
④利子		公社債や預貯金の利子及び公社債投資信託や貸付信託の収益の分配金などによる所得 ※源泉分離課税となっている預貯金の利子等については申告不要です。 ※特定公社債等の利子等については申告分離課税の対象とされました。	
⑤配当		株式や出資金に対する利益の配当、剰余金の分配金などによる所得 ※住民税が特別徴収されている上場株式等の配当については、申告不要です。	
⑥給与		給料、賃金、賞などによる所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額で算出します。） 日給又は所得税を徴収していない事業所に勤務している人は、事業主から給与の支払明細書を受けるか、申告書裏面の月別収入欄に日給、勤務日数等を記入してください。 給与所得は、「給与所得の求め方」（下表）で算出してください。	
⑦雑	公的年金等	a 年金、恩給などによる所得 公的年金等の所得金額は、「公的年金等所得の求め方」（下表）で算出してください。	
	その他	b 互助年金、原稿料、生命保険年金などで上記①～⑦（公的年金等）及び⑧のいずれにも該当しない所得 所得の求め方は、「収入－必要経費」になります。	
⑧	総合譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、機械器具など）の譲渡による所得で、所有期間によって長期（5年超）と短期（5年以内）に区分されます。 なお、特別控除が50万円まであります。	
	一時	賞金、懸賞当選金、生命保険の満期返戻金などのような一時的な所得 なお、特別控除が50万円まであります。	

◎ 事業・不動産所得がある場合は、別紙の収支内訳書を添付してください。

◎ 雑所得は a・b の所得の合計金額を申告書⑦へ記入してください。

◎ 総合譲渡（長期）・一時所得はその1/2が課税対象です。

### 給与所得の求め方

給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得金額
651,000円未満	0円	1,628,000円以上 1,800,000円未満	(A')×60%
651,000円以上 1,619,000円未満	(A)－650,000円	1,800,000円以上 3,600,000円未満	(A')×70%－180,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円	3,600,000円以上 6,600,000円未満	(A')×80%－540,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円	6,600,000円以上 10,000,000円未満	(A)×90%－1,200,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円	10,000,000円以上 12,000,000円以下	(A)×95%－1,700,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円	12,000,000円超	(A)－2,300,000円

$$(A') = (A) \div 4,000 \times 4,000$$

小数点以下切捨

### 公的年金等所得の求め方

受給者の年齢	収入金額	所得金額
65歳以上 昭和27年1月1日 以前に生まれた人	3,300,000円未満	収入金額－1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円
65歳未満 昭和27年1月2日 以後に生まれた人	1,300,000円未満	収入金額－700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入金額×75%－375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入金額×85%－785,000円
	7,700,000円以上	収入金額×95%－1,555,000円

※ 算出された所得の小数点以下は切り捨てます。

## 各種控除

(平成28年1月～12月までに支払ったもの) ★は申告に必要なもの

⑩	雑損控除	<p>あなたや平成28年分の総所得金額等が38万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする人が、災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合、次のア、イいずれが多い方の金額</p> <p>ア 損失額(損害金額 - 保険金で補てんされる金額) - 総所得金額等の10%</p> <p>イ 損失額のうち災害関連支出金額 - 50,000円</p> <p>★ 証明書及び領収書</p>								
⑪	医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、次の金額</p> $\left[ \text{平成28年中 - 医療費支払額} - \left\{ \text{保険金などで補てんされる金額} \right\} \right] - \left\{ 10\text{万円} \left[ \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の人は、所得の合計額の5\%} \end{array} \right] \right\} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$ <p>★ 領収書及び保険金等で補てんされる金額の分かるもの</p> <p>※ 詳しくはP8～P9の「医療費控除について」をご覧ください。</p>								
⑫	社会保険料控除	<p>あなたが支払った社会保険料及び、あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族が負担すべき国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料をあなたが支払った場合、その合計額</p> <p>※ 生計を一にする配偶者その他の親族の年金から差し引かれている社会保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。なお、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料で口座振替により、あなたがその保険料を支払った場合には、あなたの控除の対象となります。</p> <p>★ 領収書、支払額証明書、源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書</p>								
⑬	小規模企業共済等掛金控除	<p>小規模企業共済法の共済契約に係る掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金及び個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に係る掛金を支払った場合、その金額</p> <p>★ 支払った掛金額の証明書</p>								
⑭	生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする生命保険料をあなたが支払った場合、適用されます。(限度額70,000円)(配当金や割戻金は、保険料支払額から差し引きます。)</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p> <p>※ P7の「生命保険料控除計算用紙」で控除額が計算できます。</p>								
⑮	地震保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の所有する居住用家屋・生活用動産を保険等の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等により生じた損失の額を補てんする保険金等が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等をあなたが支払った場合、その合計額の1/2(限度額25,000円)</p> <p>なお、経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの)に係る保険料については、従前の損害保険料控除が適用されます。</p> <p>A + Bの金額。(限度額25,000円)</p> <p>A 地震保険料 支払保険料 × 1/2 (限度額25,000円)</p> <p>B 旧長期損害保険料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～ 5,000円</td> <td>支払保険料の全額</td> </tr> <tr> <td>5,001円～15,000円</td> <td>支払保険料 × 1/2 + 2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,001円～</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ただし、AとB両方の支払いが証明された保険契約は、AかBどちらか一方(地震保険料控除額が多くなる方)のみに該当するものとして計算。</p> <p>★ 控除証明書(支払額証明書)</p>	支払保険料	控除額	～ 5,000円	支払保険料の全額	5,001円～15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円	15,001円～	10,000円
支払保険料	控除額									
～ 5,000円	支払保険料の全額									
5,001円～15,000円	支払保険料 × 1/2 + 2,500円									
15,001円～	10,000円									
⑯	寡婦(寡夫)控除	<p>寡婦</p> <p>①夫と死別、離婚した後、再婚していない人や夫が生死不明などの人で、扶養親族や総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子のある人</p> <p>②扶養親族は無くても、夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明などの人で、合計所得金額が500万円以下の人</p>	控除額							
		<p>特別寡婦</p> <p>寡婦のうち扶養親族である子があり、合計所得金額が500万円以下の人</p>	26万円							
		<p>寡夫</p> <p>妻と死別、離婚した後、再婚していない人や妻が生死不明などの人で、総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある場合で、合計所得金額が500万円以下の人</p>	30万円							
⑰	勤労学生控除	<p>大学、高等学校などの学生又は生徒で、合計所得金額が65万円以下の人(ただし、自己の勤労によらない所得が10万円以下)が対象となります。</p> <p>★ 在学証明書又は学生証</p>	26万円							



⑱	障害者控除	あなたや控除対象配偶者、扶養親族が障害者である場合適用されます。 ★ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等	控除額																								
		<b>普通障害者</b> 身体障害者手帳に身体上に障害があると記載されている人、精神保健指定医等の判定により知的障害者とされた人、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、福祉事務所から障害者控除対象者認定書の交付を受けている人等	26万円																								
		<b>特別障害者</b> 障害者のうち、身体障害者手帳で1・2級、療育手帳でA判定、精神障害者保健福祉手帳で1級の人等	30万円																								
		<b>同居特別障害者</b> 特別障害者である控除対象配偶者や扶養親族で、あなたやあなたの配偶者、あなたと生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人	53万円																								
⑲	配偶者控除 ※配偶者特別控除を併せて受けることはできません。	あなたが、控除対象配偶者を有する場合に受けられます。																									
		<b>控除対象配偶者</b> あなたと生計を一にする配偶者（他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成28年中の合計所得金額が38万円以下の人	33万円																								
		<b>老人控除対象配偶者</b> 控除対象配偶者のうち、70歳以上の人（昭和22年1月1日以前生まれ）	38万円																								
⑳	配偶者特別控除 ※配偶者控除を受ける方は、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。	あなたと生計を一にする配偶者の平成28年中の合計所得金額が38万円を超え、76万円未満の人で、以下のア～エの条件をすべて満たす場合、配偶者特別控除を適用することができます。 ア あなたの平成28年中の合計所得金額が1,000万円以下であること イ あなたと生計を一にしていること ウ 配偶者が事業専従者（青色・白色）や他の者の扶養親族でないこと エ あなたの配偶者がこの控除の適用を受けないこと																									
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～380,000円</td> <td>0円</td> <td>600,000～649,999円</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>380,001～449,999円</td> <td>33万円</td> <td>650,000～699,999円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>450,000～499,999円</td> <td>31万円</td> <td>700,000～749,999円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>500,000～549,999円</td> <td>26万円</td> <td>750,000～759,999円</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>550,000～599,999円</td> <td>21万円</td> <td>760,000～</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額	～380,000円	0円	600,000～649,999円	16万円	380,001～449,999円	33万円	650,000～699,999円	11万円	450,000～499,999円	31万円	700,000～749,999円	6万円	500,000～549,999円	26万円	750,000～759,999円	3万円	550,000～599,999円	21万円	760,000～	0円	
		配偶者の合計所得金額	控除額	配偶者の合計所得金額	控除額																						
		～380,000円	0円	600,000～649,999円	16万円																						
		380,001～449,999円	33万円	650,000～699,999円	11万円																						
		450,000～499,999円	31万円	700,000～749,999円	6万円																						
		500,000～549,999円	26万円	750,000～759,999円	3万円																						
550,000～599,999円	21万円	760,000～	0円																								
㉑	扶養控除	あなたが、控除対象扶養親族を有する場合に適用されます。 <b>扶養親族とは</b> あなたと生計を一にする配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族。他の者の扶養親族・事業専従者（青色・白色）を除く）で、平成28年中の合計所得金額が38万円以下の人。生年月日により、控除額が変わります。（下記参照） ※ 別居の扶養親族等がいる場合には、申告書裏面に氏名・住所を記入してください。																									
		<b>控除対象扶養親族</b> 16歳以上の人（平成13年1月1日以前生まれ）	33万円																								
		<b>特定扶養親族</b> 19歳以上23歳未満の人 （平成6年1月2日生まれから平成10年1月1日生まれ）	45万円																								
		<b>老人扶養親族</b> 70歳以上の人（昭和22年1月1日以前生まれ）	38万円																								
		<b>同居老親等</b> 老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の直系尊属で、あなたやあなたの配偶者のいずれかとの同居を常況としている人	45万円																								
		<b>年少扶養親族</b> 16歳未満の人（平成13年1月2日以降生まれ） ※ 扶養控除の対象外ですが、課税・非課税の判定などに使用するため年少扶養親族がいる人は、氏名等を記載してください。	—																								
㉒	基礎控除	全ての人に適用される控除です。	33万円																								

※⑱から㉑までの控除を受けられるかどうかの判定は、前年の12月31日の現況によります。ただし、その者が年途中で死亡した場合は、その死亡のときの現況によります。

**「生計を一にする」とは？**

日常生活の費用を共にすることをいいます。勤務の都合や修学、療養などのために家族と別居している場合でも、生活費、学資金又は療養費などを常に送金しているときや、日常の起居を共にしていない親族が、勤務、修学等の余暇には他の親族のもとで起居を共にしているときは、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。



## 生命保険料控除計算用紙

### 《一般の生命保険》

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
新契約	12,000 円以下	支払額	円	①
	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	円	
	32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	円	
	56,000 円超	28,000 円	円	
旧契約	15,000 円以下	支払額	円	②
	15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	円	
	40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	円	
	70,000 円超	35,000 円	円	
新・旧の合算の場合①+②（限度額 28,000 円）				③
②と③のいずれか大きい金額				A

### 《個人年金保険》

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
新契約	12,000 円以下	支払額	円	④
	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	円	
	32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	円	
	56,000 円超	28,000 円	円	
旧契約	15,000 円以下	支払額	円	⑤
	15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	円	
	40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	円	
	70,000 円超	35,000 円	円	
新・旧の合算の場合④+⑤（限度額 28,000 円）				⑥
⑤と⑥のいずれか大きい金額				B

### 《介護医療保険》

区分	支払った保険料	計算式	控除額	
新契約	12,000 円以下	支払額	円	C
	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	円	
	32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	円	
	56,000 円超	28,000 円	円	

市民税・県民税の生命保険料控除額（合計適用限度額 70,000 円）

A (            円) + B (            円) + C (            円) =            円

- ※ 配当金や割戻金は、支払った保険料から差し引きます。
- ※ 旧契約：平成23年12月31日以前に契約した保険契約等
- ※ 新契約：平成24年1月1日以降に契約した保険契約等



## 医療費控除について

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために平成28年中に支払った医療費がある場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。(※1)

$$\left[ \begin{array}{l} \text{平成28年中の} \\ \text{医療費支払額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる金額} \end{array} \right] - \left\{ 10\text{万円} \left[ \begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円まで} \\ \text{の人は、所得の合計額の5\%} \end{array} \right] \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

### 1. 医療費控除の対象となる医療費

病状などに応じて一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額が対象となります。

医療費控除の対象	控除の対象に含まれるもの(例示)	控除の対象に含まれないもの(例示)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師、歯科医師による診療や治療の対価</li> <li>○治療のためのあんまマッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価</li> <li>○助産師による分べんの介助の対価</li> <li>○医師等による一定の特定保健指導の対価</li> <li>○介護福祉士等による喀痰吸引等の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師等による診療等を受けるために直接必要なもので、以下のような費用               <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院費</li> <li>・医師等の送迎費</li> <li>・入院の対価として支払う部屋代や食事代</li> <li>・医療用器具の購入や貸借のための費用</li> <li>・義手、義足、松葉づえや義歯等の購入の費用</li> <li>・身体障害者福祉法などの規定により、都道府県や市町村に納付する費用のうち、医師等の診療費用などに当たるもの</li> <li>・6か月以上の寝たきりの人のおむつ代で、その人の治療をしている医師が発行した証明書(「おむつ使用証明書」)のあるもの(※2)</li> </ul> </li> <li>○介護保険制度の下で提供される一定の施設・居宅サービスの対価(※3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○容姿を美化し、容ぼうを変えるなどの目的で行った整形手術の費用</li> <li>○健康診断の費用(※4)</li> <li>○タクシー代(電車やバスなどの公共交通機関が利用できない場合を除きます。)</li> <li>○自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車料金</li> <li>○治療を受けるために直接必要としない、近視や遠視のための眼鏡等の購入費用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健師や看護師、准看護師による療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記以外で、療養上の世話を受けるために特に依頼した人に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親族に支払う療養上の世話の対価</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○治療や療養に必要な医薬品の購入の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○かぜの治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用</li> <li>○医師等の処方や指示により医師等による診療等を受けるため直接必要なものとして購入する医薬品の購入費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○疾病の予防又は健康増進のために供されるものの購入費用(疾病を予防するための予防接種の費用を含みます。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○病院、診療所又は助産所などへ収容されるための人的役務の提供の対価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○病状からみて急を要する場合に病院に収容されるための費用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○親族などから人的役務の提供を受けたことに対し支払う謝礼</li> </ul>

※1 医療費は、平成28年中に実際に支払ったものに限って控除の対象となります。未払となっている医療費は、実際に支払った年の医療費控除の対象となります。

※2 おむつ代について医療費控除を受けることが2年目以降で、介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。なお、この「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書は市民税・県民税申告書に添付するか、市民税・県民税申告書の提出の際に提示する必要があります。

※3 介護保険制度の下で提供される施設・居宅サービスの対価のうち、医療費控除の対象となる金額は、指定介護老人福祉施設等や指定居宅サービス事業者等が発行する領収書に記載されることになっています。

※4 人間ドックなどの健康診断や特定健康診査の費用は控除の対象となりませんが、健康診断の結果、重大な疾病が発見された場合で、引き続き治療を受けるとき、又は特定健康診査を行った医師の指示に基づき一定の特定保健指導を受けたときには、健康診断や特定健康診査の費用も医療費控除の対象となります。



## 2. 保険金などで補てんされる金額

次のようなものは、支払った医療費から差し引きます。

- (1) 生命保険契約や損害保険契約に基づき医療費の補てんを目的として支払を受ける医療保険金や入院費給付金、傷害費用保険金など
- (2) 社会保険や共済に関する法律やその他の法令の規定に基づき、医療費の支払の事由を給付原因として支給を受ける給付金（例えば、健康保険法の規定により支給を受ける療養費や出産育児一時金、家族出産育児一時金、家族療養費、高額療養費、高額介護合算療養費など）
- (3) 医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金
- (4) 任意の互助組織から医療費の補てんを目的として支払を受ける給付金

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。

※ 保険金などで補てんされる金額が市民税・県民税申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補てんされる金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。後日、補てんされる金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、市民税・県民税申告書の再提出の手続により訂正することとなります。

### ◎ご注意

この控除を受ける場合は**医療費の領収書等を市民税・県民税申告書に添付するか、市民税・県民税申告書の提出の際に提示する必要があります。**（健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は、「領収書等」には当たりませんのでご注意ください。）

申告の際は、あらかじめ、「医療費控除対象金額の合計額」、「保険金等で補てんされる金額」を計算しつけてください。

### ◎平成30年度から適用される改正事項について

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の創設

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※1）を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に、特定一般用医薬品（スイッチOTC医薬品※2）の購入費を年間1万2千円を超えて支払った場合には、その購入費用のうち1万2千円を超える部分の金額（8万8千円を限度）について、その年分の総所得金額等から控除できる制度が創設されました。

（※1）特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診

（※2）要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品  
（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）

（注）本特例の適用を受ける場合には、現行の医療費控除の適用を受けることができません。

## 用語説明

### 「課税総所得金額」とは？

下記（ア）、（イ）の合計金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。）から、所得控除合計額を差し引いた金額（1,000円未満切捨て）をいいます。

### 「合計課税所得金額」とは？

下記（ア）、（イ）の合計金額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額（ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。）から、所得控除合計額を差し引いた金額（1,000円未満切捨て）をいいます。

### 「総所得金額等」とは？

下記（ア）、（イ）、（ウ）の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、**その適用後の金額**をいいます。

### 「合計所得金額」とは？

下記（ア）、（イ）、（ウ）の合計額に、退職所得金額、山林所得金額を加算した金額です。  
ただし、下記の繰越控除を受けている場合は、**その適用前の金額**をいいます。

（ア）利子所得、総合課税の配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、  
総合課税の短期譲渡所得、雑所得の合計額（損益通算後の金額）

（イ）総合課税の長期譲渡所得と一時所得の合計額（損益通算後の金額）の1/2の金額

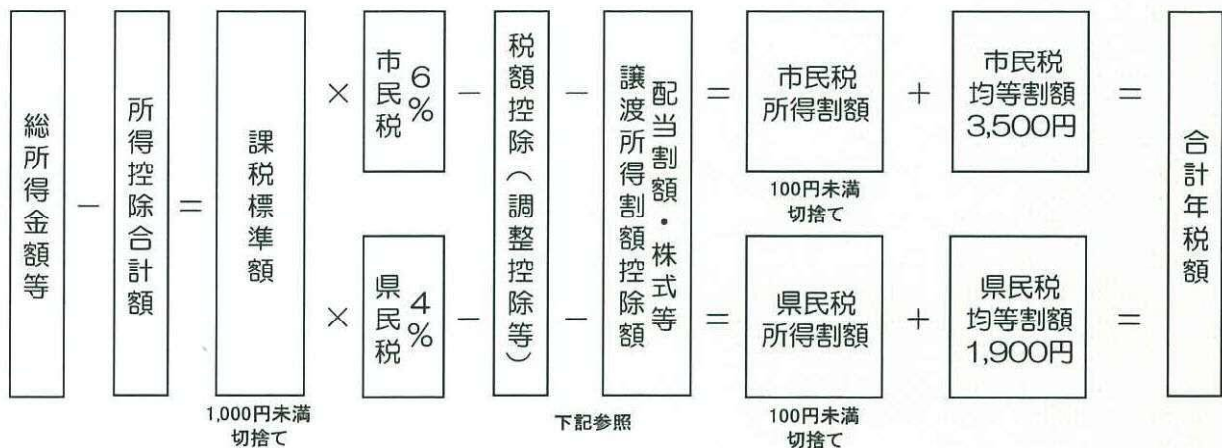
（ウ）申告分離課税（それぞれ特別控除前）の所得金額の合計額

### 繰越控除

- 純損失や雑損失の繰越控除
- 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除
- 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除
- 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除



## 市民税・県民税の計算方法



## 《市民税・県民税の税率》

### (1) 均等割額

市民税	3,500円
県民税	1,900円

※市民税には、「防災・減災のための市民税500円」が含まれます。

※県民税には、「森林（もり）づくり県民税400円」と「防災・減災のための県民税500円」が含まれます。

### (2) 所得割

市民税	6%
県民税	4%

※分離課税の税率については、市民税課までお問合せください。

## 《税額控除》

### ①調整控除

以下の区分に応じて計算した額が、市民税・県民税の所得割額から控除されます。

**市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人**

次の①と②のいずれか少ない金額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額

①人的控除の差の合計額      ②市民税・県民税の合計課税所得金額

**市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人**

以下の計算式により、算出された額

人的控除の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円) の5%（市民税3%、県民税2%）

※算出された額が2,500円未満の場合は、2,500円（市民税1,500円、県民税1,000円）

所得税と市民税・県民税の人的控除の差

(単位 万円)

控除の種類	金額	
基礎控除	5	
障害者控除	普通	1
	特別	10
	同居特別	2.2
寡婦控除	一般	1
	特別	5
寡夫控除	1	
勤労学生控除	1	

控除の種類			金額
配偶者控除	一般		5
	老人		10
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	38万円超40万円未満	5
		40万円超45万円未満	3
扶養控除	一般		5
	特定		1.8
	老人		10
	同居老親等		1.3



## ②配当控除

株式配当などの配当所得があるときは、その額に以下の率を乗じた額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
特定証券 投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※配当などの種類によっては、配当控除の適用がない場合があります。

※分離課税を選択した上場株式等に係る配当には、配当控除の適用がありません。

## ③住宅借入金等特別税額控除

平成21年から平成28年までに入居し、前年分の所得税において、住宅借入金特別控除の適用を受けた場合、次の①又は②のいずれか少ない額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。（控除割合は、市民税3/5、県民税は2/5です。）

**なお、控除の適用には、給与の年末調整又は、3月15日（水）までに確定申告が必要となりますので、ご注意ください。**

①所得税の住宅借入金等特別控除のうち、所得税から控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の5%（97,500円が上限となります。）

※平成26年4月から平成28年までに入居し、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%の場合は、7%（136,500円が上限となります）

## ④寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の額が市民税・県民税の所得割額から控除されます。

（ア）都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

（イ）静岡県共同募金会、日本赤十字社静岡県支部に対する寄附金

（ウ）静岡県又は浜松市が条例で指定した団体に対する寄附金

※寄附した団体などから交付された寄附金の受領証等を添付又は提示していただく必要があります。

【控除額の計算方法】

（1）基本控除額 =（寄附金の合計額※1 - 2,000円）×（市民税6%・県民税4%）

※1 総所得金額等の30%が上限となります。

（2）特例控除額※2 =（寄附金の合計額 - 2,000円）×（下表の割合）×（市民税3/5・県民税2/5）

（ア）の場合のみ加算 ※2 市民税・県民税の所得割額（調整控除後）の20%が上限となります。

課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合	課税総所得金額 - 人的控除の差の合計額	割合
0円～ 1,950,000円	84.895%	9,000,001円～18,000,000円	56.307%
1,950,001円～ 3,300,000円	79.79%	18,000,001円～40,000,000円	49.16%
3,300,001円～ 6,950,000円	69.58%	40,000,001円～	44.055%
6,950,001円～ 9,000,000円	66.517%		

※0円未満となる又は課税総所得金額がない場合は、この表とは異なる割合を用います。

※ふるさと納税ワンストップ特例制度が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて、申告特例控除額が加算されます。

## ⑤外国税額控除

外国にその源泉のある所得について、その国の法令により、所得税等が課された場合には、所得税、県民税及び市民税の控除限度額の範囲内において、まず、所得税から控除し、所得税で控除しきれない場合は、県民税所得割額から控除します。それでも控除しきれない場合は、市民税所得割額から控除されます。

※確定申告書に外国の所得税等の額の控除に関する明細書が添付されている場合に適用されます。

## 《配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除》

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について申告があった場合は、配当等を受け取る際や株式等を譲渡する際に差し引かれた配当割額、株式等譲渡所得割額が市民税・県民税の所得割額（税額控除後）から控除されます。（控除割合は下表の通りです。）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5



## 市民税・県民税が課税されない人

### ○均等割・所得割どちらも課税されない人

- ①生活保護法による生活扶助を受けている人
- ②未成年者（平成9年1月3日以降生まれで未婚）、寡婦、寡夫、障害者に該当し  
前年の合計所得金額が125万円以下の人  
※寡婦（寡夫）、障害者の人が非課税となるためには、申告が必要な場合があります。
- ③前年の合計所得金額が、次の（ア）若しくは（イ）の金額以下の人
  - （ア）315,000円
  - （イ）＜控除対象配偶者又は扶養親族がある場合＞  
315,000円 ×（控除対象配偶者 + 扶養親族の数 + 1） + 189,000円

### ○所得割が課税されない人（均等割のみ課税されます。）

- ①所得控除の合計額が総所得金額等を上回る人
- ②前年の総所得金額等が、次の（ア）若しくは（イ）の金額以下の人
  - （ア）350,000円
  - （イ）＜控除対象配偶者又は扶養親族がある場合＞  
350,000円 ×（控除対象配偶者 + 扶養親族の数 + 1） + 320,000円

控除対象配偶者、扶養親族・・・P6参照。

「**控除対象配偶者又は扶養親族がある**」とは 確定申告書、扶養控除等申告書や市民税・県民税申告書などで申告し、あなたの控除対象配偶者又は扶養親族とされている親族があることを意味します。

## 平成29年度 市民税・県民税から適用される主な改正事項

### (1) 給与所得控除の見直し（上限額の引き下げ）

平成26年度税制改正において、給与所得控除の見直しがされ、給与所得控除の上限が適用される給与収入1,500万円（控除額245万円）を「平成28年分は1,200万円（控除額230万円）に、平成29年分以降は1,000万円（控除額220万円）に引き下げる」こととされました。

適用時期	現行	平成29年度 (平成28年分)	平成30年度以降 (平成29年分以降)
上限額が適用される給与収入額	1,500万円	1,200万円	1,000万円
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

### (2) 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化

個人住民税の申告において、日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用を受ける人は、申告の際に親族関係書類及び送金関係書類を添付、又は提示しなければならないこととされました。

### (3) 金融所得課税の一体化

これまで公社債等については、利子・譲渡・償還によって課税の仕組みが異なりましたが、平成25年度税制改正等において、税負担に左右されずに金融商品を選択できるよう、異なる税率等の課税方式の均衡化を進める観点から、株式等の課税方式と同一化することとされました。

また、特定公社債等の利子及び譲渡損益並びに上場株式等の金融商品間の損益通算範囲を拡大し、3年間の繰越控除ができることとされました。

※平成30年度から、医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）が創設されます。  
詳しくは9ページをご参照ください。